

4 改葬（ご遺骨を移動する）

改葬とはご遺骨を別のお墓又は納骨堂に移すことです。市有墓地から改葬するときは、市民課（中層棟1階102番窓口）で改葬許可を受けてください。改葬許可の申請には、墓地管理者による埋蔵事実の証明が必要になりますので、事前に申請してください。

また、改葬先の施設の管理者にも手続き方法等を確認してください。

（1）改葬の流れ

- ① 改葬先のお墓又は納骨堂等を決める。
- ② 改葬許可申請書に埋蔵事実の証明を受ける。
- ③ 改葬届申請書を市民課（中層棟1階102番窓口）に提出する。

（2）埋蔵事実の証明に必要な書類

改葬許可申請書

※ 埋蔵事実の証明は即日交付できませんので、ご了承ください。

※ 改葬して墓地を返還するときは、「返還（不要になった墓地を返す）P12」をご覧ください。